

QUICPayモバイルMyJCB申込特約

第1条 (目的等) 1.本特約は、指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用（以下「QUICPayモバイル利用」という。）を、MyJCBサイトから申し込む場合（以下「QUICPayモバイルMyJCB申し込み」という。）の手続き等について定めるものです。 2.本特約は、第2条第2項に定めるQUICPayモバイルMyJCB入会者に、QUICPayモバイル特約と一体として適用されます。 3.本特約におけるそれぞれの用語の意味は、本特約で特に定めるほか、QUICPayモバイル特約におけるのと同様の意味を有します。

第2条 (MyJCBオンライン申込手続等) 1.QUICPayモバイル入会申込者のうちQUICPayモバイルMyJCB申し込みを希望した方（ただし、本会員に限ります。以下「QUICPayモバイルMyJCB申込者」という。）は、JCB等所定の方法により、当社指定のMyJCB QUICPayモバイル入会申し込み画面にアクセスし、当該画面に表示された当社所定の操作を行うことにより、QUICPayモバイル利用を申し込むものとします。 2.当社は、QUICPayモバイルMyJCB申込者のうち、審査のうえQUICPayモバイル利用を承認した方（以下「QUICPayモバイルMyJCB入会者」という。）に対し、そのむねをMyJCBに登録したメールアドレスに送信するものとします。なお、QUICPayモバイルMyJCB申し込み後にメールアドレスを変更した場合、ドメイン指定などにより当該通知を拒否されている場合は、その他の方法による通知は行わないものとします。また、QUICPayモバイルMyJCB申込者には、初回に設定した「パスワード」は通知しません。 3.QUICPayモバイルMyJCB入会者とJCB等とのQUICPayモバイル利用に関する契約は、JCB等が前項に定める承認をしたときに成立します。

第3条 (会員情報登録) 1.JCB等は、QUICPayモバイルMyJCB入会者に対し、第2条第2項に定める承認通知により、QUICPayモバイル特約第5条と同様に会員情報登録する権利を許諾します。 2.QUICPayモバイルMyJCB入会者は、QUICPayモバイル利用を希望する自己の指定携帯電話（以下「申込携帯電話」という。）からJCB等所定の操作を行うことにより、当該携帯電話に会員情報登録を行うものとします。なお、QUICPayモバイルMyJCB入会者は、申込携帯電話以外の携帯電話において会員情報登録できない場合でも、異議を述べないものとします。 3.会員情報登録は、JCB等が通知または公表する所定の会員情報登録期間（以下「会員情報登録期間」という。）経過後は行うことができません。また、一度でも申込携帯電話にて会員情報登録をした場合には、重ねて会員情報登録することはできません。 4.会員情報登録は、第2条第1項の申込手続を行ったQUICPayモバイルMyJCB入会者本人しか行うことができません。QUICPayモバイルMyJCB入会者は、善良なる管理者の注意義務をもって申込携帯電話を使用・管理するものとし、申込携帯電話の機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、預託、担保提供等もしくは廃棄等一切の処分により第三者に会員情報登録させてはなりません。 5.QUICPayモバイルMyJCB入会者は、会員情報登録を行う以前に、申込携帯電話を紛失し、または盗難等の被害にあった場合にはただちに、また、申込携帯電話の機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、預託、担保提供等もしくは廃棄等一切の処分を行おうとする場合には事前に、JCB等所定の方法によりそのむね届け出るものとします。 6.QUICPayモバイルMyJCB入会者が前二項に違反したことにより、第三者が会員情報登録を行って本決済システムを利用した場合、JCB等は、当該第三者による利用をQUICPayモバイルMyJCB入会者本人の意思に基づく利用とみなし、その利用代金はすべて指定本会員の負担とします。 7.JCB等は、会員情報登録期間の経過または申込携帯電話の紛失、盗難、破損もしくは汚損、機種変更等によりQUICPayモバイルMyJCB入会者による新たな会員情報登録が必要となる等の理由により、QUICPayモバイルMyJCB入会者が希望し、JCB等が審査のうえ適当と認めた場合、モバイルIDおよびパスワードを再発行します。この場合、QUICPayモバイルMyJCB入会者は、QUICPayモバイル特約第5条に定める方法により、会員情報登録を行うものとします。

第4条 (QUICPayモバイル発行手数料) QUICPayモバイルMyJCB入会者は、入会時、本モバイルの有効期限の更新時またはモバイルIDの発行時にそれぞれ、本モバイルにつき、当社が通知または公表するQUICPayモバイル発行手数料を指定カードで支払うものとします。

第5条 (免責事項) JCB等は、QUICPayモバイルMyJCB申込者がQUICPayモバイルMyJCB申し込みを行ったことにより、申込携帯電話の通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または同携帯電話内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、QUICPayモバイルMyJCB入会者または第三者に損害が発生した場合といえども、JCB等に故意または過失があった場合を除き、その賠償の責任を負いません。

第6条 (特約の改定) 将来、本特約が改定され、JCB等がその内容を書面その他の方法により通知した後にQUICPayモバイル会員のいずれかが本モバイルを利用した場合、JCB等は、指定本会員およびすべてのQUICPayモバイル会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

(TK550005・20130911)